一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抄）

（社員総会の招集の決定）

第３８条　理事（略）は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

　　　　　一　社員総会の日時及び場所

　　　　　二　社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

　　　　　三　社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

　　　　　四　社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

　　　　　五　前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

　　　２　理事会設置一般社団法人においては、（略）前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

（社員総会の招集の通知）

第３９条　社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の一週間（略）前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の二週間前までにその通知を発しなければならない。

　　　２　次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。

　　　　　一　前条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合

　　　　　二　一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合

　　　３　理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

　　　４　前２項の通知には、前条第１項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第４１条　理事は、第３８条第１項第３号に掲げる事項を定めた場合には、第３９条第１項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「社員総会参考書類」という。）及び社員が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

　　　２　理事は、第３９条第３項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、これらの書類を当該社員に交付しなければならない。

（書面による議決権の行使）

第５１条　書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

　　　２　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

　　　３　一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第１項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

　　　４　社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第１項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（抄）

（招集の決定事項）

第 ４ 条　法第３８条第１項第５号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　　　　　一　法第３８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（略）

　　　　　　　イ　第５条第１項の規定により社員総会参考書類（略）に記載すべき事項

　　　　　　　ロ　特定の時（社員総会の日時以前の時であって、法第３９条第１項ただし書の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

　　　　　　　ハ　（略）

　　　　　二　（略）

　　　　　三　（略）

（社員総会参考書類）

第 ５ 条　法第４１条第１項（略）の規定により交付すべき社員総会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

　　　　　一　議案

　　　　　二　理事が提出する議案にあっては、その提案の理由（略）

　　　　　三　（略）

　　　　　四　（略）

　　　２　社員総会参考書類には、前項に定めるもののほか、社員の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

　　　３　同一の社員総会に関して社員に対して提供する社員総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、社員に対して提供する社員総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

　　　４　同一の社員総会に関して社員に対して提供する招集通知（略）のうち、社員総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、社員に対して提供する招集通知（略）の内容とすることを要しない。

第 ６ 条　法第３８条第１項第３号及び第４号に掲げる事項を定めた一般社団法人が行った社員総会参考書類の交付（略）は、法第４１条第１項（略）の規定による社員総会参考書類の交付とする。

　　　２　（略）

（議決権行使書面）

第 ７ 条　法第４１条第１項の規定により交付すべき議決権行使書面（略）に記載すべき事項（略）は、次に掲げる事項とする。

　　　　　一　各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

　　　　　二　議決権の行使の期限

　　　　　三　議決権を行使すべき社員の氏名又は名称（略）

（書面による議決権行使の期限）

第 ８ 条　法第５１条第１項に規定する法務省令で定める時は、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時（第４条第１号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。